

中小法人課税（概要）

<中小法人（資本金1億円以下）向けの税制>

1. 軽減税率	所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%（租特法）
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可 ② 欠損金繰戻還付（1年間）が可
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外
5. 租税特別措置	① 研究開発税制：一般型の税額控除率 ② 中小企業における賃上げ促進税制（旧称：所得拡大促進税制） ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 ⑥ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（BCP） ⑦ 中小企業事業再編投資損失準備金制度 ⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年4月より適用）。